

午前9時59分 開会

議長（山本一成君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第7号により行います。

日程第1により、上程中の全議案に対する各常任委員会審査の経過と結果について、各委員長から順次報告をお願いいたします。

建設水道委員会委員長。

（建設水道委員会副委員長・松川章三君登壇）

建設水道委員会副委員長（松川章三君） 委員長にかわりまして、副委員長の私より報告させていただきます。

建設水道委員会は、去る12月9日の本会議において付託を受けました議第89号平成20年度別府市一般会計補正予算（第3号）関係部分外2件について、12月16日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告いたします。

初めに、議第89号平成20年度別府市一般会計補正予算（第3号）関係部分の都市政策課関係部分についてであります。

当局より、今回の補正内容は、別府港石垣地区港湾整備事業に伴う埋立造成工事について、同時期に大分県においても埋立造成工事を行うことから、県への委託料として予算の組み替えを行い、経費削減などを図るものであり、また、都市計画施設整備見直し検討業務委託料においても、県との共同で計画の見直しを進めることから、債務負担行為の補正をしたい旨の説明がなされました。

続きまして、道路河川課関係部分については、山田市営住宅跡地内の道路改修や水路整備に要する測量設計委託料及び別府挟間線外4線の道路改良事業などの県実行負担金の追加額であるとの当局説明がなされた次第であります。

続いて、公園緑地課関係部分につきましては、実相寺中央公園の事業認可に伴う施工期間が平成21年3月31日で終了するため、今後の実相寺中央公園全体の基本計画を作成し、事業認可の再延長を行いたいとの当局説明がなされましたが、これに対し委員より、弓道場横の樹木の活用及び道路側に面した民間所有地の買収や施設整備の手法などについて質疑があり、関係各課と協議調整し、共同で進めたい旨の答弁がなされたものであります。

続きまして、建築住宅課関係部分については、当局より、扇山住宅の屋上防水膜の改修を初めとした施設整備工事費及び石田住宅、浜田住宅の給排水整備に伴う工事費の追加補正並びに西別府住宅建て替えに伴う解体工事費の入札差金による減額補正であるとの説明がなされました。

このほか、下水道課関係部分につきましても、当局説明がなされた次第であります。

最終的に、議第89号平成20年度別府市一般会計補正予算（第3号）関係部分について採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議第91号平成20年度別府市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）関係部分についてであります。当局より、今年度新規事業として創設された下水道施設に係る計画的な改築を推進するための下水道長寿命化支援制度に基づき、市内5カ所の下水道中継ポンプ場及び中央浄化センターの長寿命化を図る計画調査委託料であり、また繰越明許費では、適正な事業の進捗管理を行うなど3月末の完了を目指し、繰越額については最小限にとどめたい旨の説明がなされました。

これに対し委員より、下水道接続率の向上や公共下水道のさらなる普及に努めるとともに、下水道認可区域の拡充の検討を図るよう、るる質疑や要望がなされましたが、議第91号平成20年度別府市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）下水道課関係部分に

については、当局説明を了とし、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決したものであります。

次に、議第95号平成20年度別府市手数料条例の一部改正については、当局より、建築確認、検査の厳格化に伴い、建築確認申請受付時における審査や検査に要する時間が増加したことなどから、建築物の確認及び検査に係る申請手数料を改正しようとするものであり、また改正額については、大分県を初めとし、中津市など4市と同額である旨の説明がなされましたが、委員より、民間と同程度の申請手数料に改めるべきではないかとの意見がなされた次第であります。

最終的には、議第95号平成20年度別府市手数料条例の一部改正については、全委員一致で、原案のとおり可決した次第であります。

以上が、当委員会に付託を受けました議案の審査とその結果についての報告であります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。（拍手）

議長（山本一成君） 総務文教委員会委員長。

（総務文教委員会副委員長・黒木愛一郎君登壇）

総務文教委員会副委員長（黒木愛一郎君） 委員長にかわりまして、副委員長の私から御報告申し上げます。

総務文教委員会は、去る12月4日及び12月15日の本会議において付託を受けました議案13件につきまして、12月16日に委員会を開会し審査を行いましたので、その経過と結果について御報告いたします。

初めに、議第89号平成20年度別府市一般会計補正予算（第3号）関係部分についてであります。

まず、職員課関係部分については、議第90号から議第93号までの4件の各特別会計を含め、今回の補正は、職員の退職、採用及び機構改革等に伴い、当初予算の積算内容から変更があったものについて、各事業別の補正計上を行ったものであるとの当局説明を了としたところであります。

続いて、政策推進課部分では、別府市を応援する方からの寄附金収入や、別府市出身者を中心に「ふるさと納税制度」を広く呼びかけるためのリーフレット作成費用等の補正計上であるとの当局説明を了といたしました。

さらに、自治振興課部分では、園児及び学童を交通事故から守るため、地区ごとに配置している交通安全指導員の増員に伴う経費の追加額であるとの当局説明を了とした次第であります。

そのほか保険年金課、別府商業高校、スポーツ健康課、生涯学習課関係部分については、当局説明を適切受当と認め、最終的に議第89号平成20年度別府市一般会計補正予算（第3号）、及び議第90号から議第93号までの4件の各特別会計をそれぞれ採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第114号別府市国民健康保険条例の一部改正についてであります。

これは、分娩時の医療事故等により脳性麻痺となった場合に補償金を支払う産科医療補償制度の創設により、医療機関等に支払う出産費用の増加が見込まれるため、平成21年1月以降に生まれる新生児を対象に出産育児一時金を増額することに伴い、関係条例の一部を改正するものであるとの当局説明を了とし、採決の結果、全員異議なく可決するものと決定いたしました。

さらに、議第90号別府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、また、別府市を応援する方からの寄附金を活用し、活力あるまちづくりに資する施策を推進するための、議第94号湯のまち別府ふるさと応援基金条例の制定については、当局説明を了とし、それぞれ採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

最後に、教育委員会関係の指定管理者関連、5議案であります。

まず、議第97号及び議第103号、議第105号の3議案についてであります。議第97号については、別府市相撲連盟を指定管理者として管理をお願いしている屋外相撲場が老朽化しており、現在は設備が整ったコミュニティーセンター内にある室内練習場を使用しているため、屋外相撲場を廃止することに伴い条例を改正しようとするものである。また、議第103号の別府市総合体育館の指定管理者については、5社の応募があった中で、選定委員会による審査の結果、シンコースポーツ株式会社が選定され、議会の議決を求めるもの。さらに議第105号の弓道場及びアーチェリー場については、利用者が特定の者に限定され、競技に精通し、また有効に活用できるとの観点から、引き続き別府市弓道会に管理者を指定するため議会の議決を求めるものであるとの当局説明を受け、委員より、選定委員会のあり方等について疑義があったものの、それぞれ採決の結果、全員異議なく可決するものと決定いたしました。

続いて、議第102号及び議第104号、議第106号についてであります。本件については、財団法人別府市総合振興センターが指定管理者候補者となっており、同センターの理事を務める委員を、地方自治法等の規定に基づき除斥した上で審査を行ったところですが、議第102号の別府市コミュニティーセンターの指定管理者の指定については、選定委員会による選定で5カ年、議第104号のテニスコート外8施設、及び議第106号の市民球場外5施設については、任意指定により3カ年の条件で、財団法人別府市総合振興センターが引き続き選定されたことについて、当局より経過の説明を受けた次第であります。

これらの説明に対しては、各委員より、やはり今回の「指定管理者の指定について」を審査する上で、選定委員会委員の選定方法、選定基準等に疑問を感じる中で、今後の方針等を明確に提示してもらう必要があるのではないか等の強い要望がなされ、一たん休憩に入り、当該関連議案に対する取り扱いについて協議した結果、再開後、委員長より3点の附帯決議を付し、採決することの発議がなされ、決することとした次第であります。

最終的に、議第102号及び議第104号、議第106号の採決に当たり、

- 1、指定管理者指定までの公平性や透明性を保つため、委員選定、選定基準の再考を図ること。
- 2、指定管理者制度は、公募が原則であり、任意指定枠の削減に努めること。
- 3、財団法人別府市総合振興センターの今後のあり方について早急に計画立案、実施するように指導・監督し、その経過等を議会へ報告すること。

以上3点の附帯決議を付し、採決の結果、全員一致で可決するものと決定いたしました。

以上で当委員会に付託を受けました議案13件に対する審査の概要と結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

議長（山本一成君） 観光経済委員会委員長。

（観光経済委員会副委員長・乙咩千代子君登壇）

観光経済委員会副委員長（乙咩千代子君） 委員長にかわりまして、副委員長の私から御報告を申し上げます。

観光経済委員会は、去る12月9日の本会議において付託を受けました議第89号平成20年度別府市一般会計補正予算（第3号）関係部分外8件につきまして、12月16日に委員会を開会し慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

初めに、議第108号から議第112号の指定管理者の指定に関する五つの議案についてであります。

本件は、財団法人別府市総合振興センターが指定管理者候補となっており、同センターの理事を務める委員を、地方自治法等の規定に基づき除斥した上で審査を行いました。

当局より、観光まちづくり課が所管する議第108号の的ヶ浜駐車場は、指定期間5年の条件で公募を実施し、議第112号の志高湖野営場及び神楽女駐車場については、指定期間3年の任意指定を行ったとの説明がなされ、温泉課が所管する議第109号から第111号の竹瓦温泉、別府海浜砂湯、北浜温泉の3施設については、指定期間5年の条件で公募を実施した結果、いずれも財団法人別府市総合振興センターが選定されたとの説明がなされました。

これに対し委員から、今回の指定管理者の選定については、その大半に財団法人別府市総合振興センターが選定されており、選定に至るまでの経過及び結果について、応募団体や市民への説明が十分でないことが問題視されている。当局は、指定管理者の選定方法のあり方、任意指定の必要性の有無に加え、選定経過及び結果の透明性並びに公平性を確保した説明の実施など、一定のルール作りをすべきといった厳しい指摘や要望が相次いでなされました。

ここで一たん休憩に入り、当該関連議案に対する取り扱いについて協議した結果、再開後、委員長から3点の附帯決議を付し、採決することの発議がなされ、決することとした次第であります。

最終的に、議第108号から議第112号までの5議案の採決に当たり、

- 1、審査過程で厳しい指摘を受けた財団法人別府市総合振興センターの今後のあり方について、早急に計画を立案するとともに確実に実行すること。
- 2、現在の公の施設の将来のあり方をまず検討した上で、指定管理者制度を導入するときは、指定管理者決定までの選考基準や審査決定までの経過の公表をさらに進め、その公平性、透明性を高めること
- 3、任意指定を実施するときは、その理由や内容等を市民の納得いく形で明らかにし、十分な説明責任を果たすこと。

以上3点の附帯決議を付し、採決の結果、全員一致で可決するものと決定いたしました。

次に、議第89号平成20年度別府市一般会計補正予算（第3号）関係部分については、観光まちづくり課及び温泉課並びに農林水産課の当局説明を了とし、全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第96号別府市特別会計条例の一部改正についてであります。

当局より、平成3年度に設置した別府市湯都ピア浜脇事業特別会計は、今年度で起債償還を完了することに伴い、同事業特別会計を廃止し一般会計へ移行するための条例改正をしようとするものとの説明がなされ、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第101号別府市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例の廃止についてであります。

当局より、別府市勤労青少年ホームを廃止することに伴い、廃止に至るまでの経過及び今後の施設利用等についての説明がなされ、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議第113号指定管理者の指定についてであります。

当局より、別府市市民ホールの指定管理者は、県と共同で選定委員会を立ち上げ、指定期間を5年とし、選定を行ったとの説明がなされました。

委員より、指定管理者制度導入前と導入後の施設利用状況についての質問がなされ、導入前の実績が平成14年度から平成17年度が31%から36%の利用率に対し、平成18年度、19年度は40%から43%と伸びており、平成20年度も現時点で45%の利

用率であるとの当局答弁がなされました。

最終的に、議第113号指定管理者の指定については、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託を受けました議案9件に対する審査の概要と結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

議長（山本一成君） 厚生消防委員会委員長。

（厚生消防委員会副委員長・市原隆生君登壇）

厚生消防委員会副委員長（市原隆生君） 委員長にかわりまして、副委員長の私から御報告を申し上げます。

厚生消防委員会は、去る12月9日の本会議において付託を受けました議第89号平成20年度別府市一般会計補正予算（第3号）関係部分外4件につきまして、12月16日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、この経過と結果について報告いたします。

最初に、議第89号平成20年度別府市一般会計補正予算（第3号）関係部分について報告いたします。

まず消防本部関係ですが、当局より、今回の補正は国庫補助対象経費の変更に伴う国庫補助金の減額及び地方債の追加額並びに救急関係業務への寄附に伴う、緊急出動及び救急普及用備品の購入等の経費に係る追加額を計上したものである等の説明がなされました。

次に、社会福祉課関係であります。社会福祉会館の指定管理料として債務負担行為額を計上したものであるとの当局説明がなされ、これを了といたしました。

続きまして、児童家庭課関係についてですが、当局より、児童手当の支給人員及び保育所入所児童の増加に伴う追加額、児童クラブ補助基準額の変更に伴う追加額並びに平成19年度事業の精算に伴う国・県返納金を歳出に計上、また歳入において、各事業に係る負担金、補助金の追加額を計上している等の説明を受け、これを了とした次第であります。

最後に、保健医療課関係であります。母子、父子のひとり親家庭に対する医療費の自己負担額補助に係る追加額を歳出に計上、また、それに伴う県補助金の追加額を歳入に計上している等の当局説明を了としたところであります。

以上の審議を経て、最終的に議第89号平成20年度別府市一般会計補正予算（第3号）関係部分については、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議第98号別府市敬老祝金条例の一部改正についてですが、社会状況や他市の状況を踏まえ、70歳、75歳、80歳、90歳にそれぞれ1万円、100歳を10万円とする節目支給へと支給方法及び額を見直すこと等に伴い、条例の一部を改正しようとするものであるとの当局説明を受け、採決の結果、一部委員より反対である旨の意思表示がなされましたが、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議第99号別府市心身障害者福祉手当条例の一部改正についてですが、心身障害者福祉手当の支給対象を市町村民税所得割が課されていない心身障害者とすること等の支給要件の変更に伴うものであるとの当局説明を受け、採決の結果、一部委員より反対である旨の意思表示がなされましたが、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第100号別府市リサイクル情報センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてですが、別府市リサイクル情報センターを移転すること等に伴い、条例の一部を改正しようとするものである旨の説明に対し、委員より、利用者の駐車場確保への対応を初め今回の移転を機に、これまで以上にリサイクル活動の拠点となり得るべく機能、

役割を担う施設として充実させ、より多くの市民に活用してもらえよう配慮願いたい等々の意見・要望がなされました。当局より、移転後の事業については、現在の事業を継承しつつ、今回の意見・要望等を踏まえた上で今後の事業展開を決定していきたいとの答弁もあり、最終的に全員異議なく可決すべきものと決定した次第であります。

最後に、議第107号指定管理者の指定については、別府市社会福祉会館の指定管理者として社会福祉法人別府市社会福祉協議会に管理を行わせようとするものであるとの当局からの説明を適切妥当と認め、全員異議なく可決すべきものと決定をいたしました。

以上で、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の概要と結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

議長（山本一成君） 以上で各委員長の報告は終わりました。

少数意見者の報告はありませんので、これより討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

（18番・野田紀子君登壇）

18番（野田紀子君） 私は、日本共産党議員団を代表して、議第98号と99号について、反対の立場から討論をいたします。

まず、議第98号別府市敬老祝金条例の一部改正についてです。

敬老祝金は、現在まで70歳から74歳までの別府市民に毎年4,000円、75歳以上に毎年7,000円を一律に支給しております。これを、平成21年度から70歳、75歳、80歳、90歳の誕生日を迎えた市民に1万円、100歳の市民には10万円を一律に支給する条例に改めようとするものです。別府市の65歳以上の約7割の方が住民税非課税です。多くの方の年金は、月額4万円足らずから7万円にも足りません。無年金の方も少なくありません。このような中で年1回4,000円の支給は、年金月額が1割増になるのと同じです。貴重な生活費となっています。65歳からは介護保険料、国保税、75歳になれば介護保険料、後期高齢者医療保険料と徴収されて、さらに年金から住民税の天引きも始まります。老いた身に、次々と過酷な負担がふえております。他市でも敬老祝金は節目支給になっておりますが、行財政改革を理由にして別府市も敬老祝金を削減するのは、弱者切り捨てと言わざるを得ません。

よって、議第98号に反対です。

次に、議第99号別府市心身障害者福祉手当条例の一部改正についてです。

心身障害者福祉手当は、心身障がい者、心身障がい児に対し福祉手当、タクシー手当をセットにして、その障がいの程度によって年間3,000円から最高1万8,000円を支給しています。これを、平成21年度から支給に所得制限を設け、市民税非課税者には支給し、課税者に対しては支給しないと条例を改めるものです。受給者のおよそ16%が住民税課税者ですから、福祉手当、タクシー手当から外されます。その障がいのため、障がい者は車の免許取得も難しく、電車やバスでの自由な移動も困難です。社会参加するためにはタクシー利用が欠かせません。社会参加の権利は、基本的人権です。障がいによって、また所得の多少によってその権利が侵害されてはならず、市は、市民の社会参加の権利を保障しなければなりません。福祉手当、タクシー手当を支給しないことは、心身障がい者の社会参加の権利を妨げ、また弱者切り捨てです。

よって、議第99号に反対です。

議員の皆さんの御賛同をお願いしまして、反対討論を終わります。ありがとうございました。（拍手）

（26番・泉 武弘君登壇）

26番（泉 武弘君） 私は、議第102号、104号、106号、109号、110

号、111号、112号、以上7件について、別府市総合振興センターを指定管理者とすることに反対の討論をします。

公の施設の管理について、改正前の地方自治法第244条の2項について、逐条解説では次のように説明しています。

「普通地方公共団体は、公の施設設置の目的を効果的に達成する必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、その管理を公共団体または公共の団体に委託することができる」としています。「公の施設の設置目的を効果的に達成する」とは、「公の施設の管理を委託することにより、普通地方公共団体がみずから管理するより一層向上したサービスを住民が享受することになり、ひいては住民の福祉がさらに増進されることになる場合を言う」と解説しています。また、「公共団体とは、地方公共団体のほか土地改良区、水害予防組合のごとく、地方公共団体以外の公法人で、一定区域の一定の資格要件を有するものによって構成されるものを言い、公共的団体とは、農業協同組合、生活協同組合、赤十字社、青年団のごとく、公共的な活動を営むものを言い、法人であると否とを問わない」と解説しています。この解説からもおわかりのように、管理委託は一層向上したサービスを住民が享受することを目的としています。

平成15年の法改正で、「普通地方公共団体は、公の施設の設置目的を効果的に達成するために必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人、その他の団体であって、当該普通地方公共団体が指定するものに、当該公の施設の管理を行わせることができる」と改正されました。改正のねらいは、多くの資格者が価額や企画を競うことによって、一つ、利用者により多様で満足の高いサービスを提供すること。一つ、多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応するため、民間事業者のノウハウを活用すること。一つ、自治体の財政負担を軽減することなどが目的とされています。

選定委員会は、竹瓦温泉、北浜温泉、海浜砂湯の選定理由を次のように説明しています。「竹瓦温泉と北浜温泉は、振興センターの指定管理料はほかよりも高目であるが、利用促進やサービスの観点から最良と判断した。また別府海浜砂湯は、市への納付金はほかの応募者より低目であるが、サービス向上、施設の利用促進の観点から、応募者の中から最良と判断した」としています。指定管理料がほかの応募者より高く、ほかの応募者より納付金が少ない振興センターを指定したのです。これでは、自治体の財政負担を軽減することを目的に、法律の改正までして導入した指定管理者制度の目的に合致していません。

議第104号、106号、112号の志高野営場やスポーツ施設は、最初から総合振興センターを任意指定とし、ほかの業者には参入機会すら与えていません。任意指定の理由として、「施設の性格や設置目的及び経過、政策的な見地から公募になじまない」としています。公募になじまないとした理由を議会が認めれば、今後、志高野営場や運動施設は、振興センターだけを指定管理者とすることが決定してしまいます。この事実は、指定管理者制度の目的に反するばかりか、最少の経費で最大の効果を上げるよう求める地方自治法にも沿っていません。いずれの議案も、振興センターを存続させたいという執行部の思惑が明確に示されており、議会がその思いに手を貸すことにつながります。地方自治法第2条14項や第242条の2項の精神は、どのように生かされているのでしょうか。

公の施設は設置目的に沿って運営されているか、市民にとって必要な施設なのか、重複する民間施設はないのか、廃止はできないのか、このようなことを十分検討してから、どのような管理運営をすることが市民にとって最良なのかを判断することが最も大切なことです。公の施設は、施設設置目的を効果的に達成するため、必要があると認めるときに管理者を指定できるのです。目的を効果的に達成できなければ、指定管理者を指定しなくてもいいのです。

振興センターの使命とされている市の補完機能は、すでになくなっていきます。そのこと

を十分知っていながら、無為無策に問題を先送りしてきた執行部のツケが、任意指定という形であられたのです。そのことに、議会が手を貸す必要は全くありません。振興センターの任意指定は、経費の削減や民間活力の導入には結びつかないのです。

委員会は、附帯決議をつけて可決をしましたが、附帯決議が法的には何らの意味も持ち合わせていないことは、皆さんが十分理解しているはずです。議決には、可決か否決しかないのです。もし皆さんが、任意指定を中心とした振興センターを指定管理者とする議案を認めれば、法律まで改正して導入した指定管理者制度の目的を、皆さん自身が放棄することにつながります。附帯決議を見ると、「公平性や透明性を高めること。総合振興センターの今後のあり方について早急に計画を立案するとともに、確実に実行すること。指定管理者制度は公募が原則であり、任意指定枠の削減に努めること」などを附帯して決議しています。

議員の皆さん、皆さんは、任意指定枠の削減を附帯決議しながら、振興センターを管理者として向こう3年間指定しようとしているのです。また委員会では「公募が原則である」と主張しながら、スポーツ施設や志高野営場などを任意指定をしようとしています。これらの施設が公募になじまないという執行部の提案を、今、受け入れようとしているのです。皆さんは、特別委員会の設置をしてまで、あらゆる改革に取り組もうとしているのではないのでしょうか。皆さんは、今までは賛成してきたけれども、これからは違うというのですか。

元市長の脇屋さんが、議員の反対に次のように反論していたことを記憶しています。「議員さん、あなたはいろいろ意見を言うけれども、今までは賛成してきたのではないですか」。この議案を認めて、特別委員会を設置しても、最初から改革が形骸化していくような気がしてなりません。改革に取り組む姿勢を見せている議会に、市民は失望すると思えます。

この議会では、振興センターを指定管理者とすることに対しては、大変厳しい意見が多く述べられました。しかし、結果は、職員厚生会や水道局職員の特別手当を認めたように、いつもの議会と何ら変わらない議決となり、大変失望しています。

議員の皆さんの良識に期待して、私の反対討論を終わります。ありがとうございました。議長（山本一成君） 以上で、通告による討論は終わりました。これにて、討論を終結いたします。

これより、上程中の全議案について順次採決を行います。

初めに、地方自治法第117条の規定に基づく除斥に係る議案議第102号指定管理者の指定について、議第104号指定管理者の指定について及び議第106号指定管理者の指定について並びに議第108号指定管理者の指定についてから、議第112号指定管理者の指定についてまでの以上8件について採決いたします。

除斥対象議員は、退席をお願いいたします。

（除斥対象議員、退席）

議長（山本一成君） 地方自治法第117条の規定に基づく除斥に係る議案8件のうち、議第102号指定管理者の指定について、議第104号指定管理者の指定について及び議第106号指定管理者の指定について並びに議第109号指定管理者の指定についてから、議第112号指定管理者の指定についてまでの以上7件に対する各委員長報告は、附帯決議を付し、いずれも原案可決であります。以上7件については、各委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（山本一成君） 起立多数であります。

よって、以上7件は、各委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第108号指定管理者の指定についてに対する委員長の報告は、附帯決議を付して原案可決であります。本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（山本一成君） 起立全員であります。

よって、本件は、委員長報告のとおり可決されました。

先ほど除斥されました方々は、入場をお願いいたします。

（除斥対象議員、入場）

議長（山本一成君） 次に、議第98号別府市敬老祝金条例の一部改正についてに対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（山本一成君） 起立多数であります。

よって、本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第99号別府市心身障害者福祉手当条例の一部改正についてに対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（山本一成君） 起立多数であります。

よって、本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第89号平成20年度別府市一般会計補正予算（第3号）から、議第97号別府市営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてまで、議第100号別府市リサイクル情報センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、議第101号別府市勤労青少年ホーム設置及び管理に関する条例の廃止について、議第103号指定管理者の指定について、議第105号指定管理者の指定について及び議第107号指定管理者の指定について並びに議第113号指定管理者の指定についてから、議第114号別府市国民健康保険条例の一部改正についてまでの、以上16件に対する各委員長の報告は、いずれも原案可決であります。以上16件については、各委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、以上16件は、各委員長報告のとおり可決されました。

次に日程第2により、報告第17号市長専決処分についてから、報告第18号寄附受納についてまで、以上2件の報告が提出されておりますので、一応当局の説明を求めます。

副市長（松丸幸太郎君） 御報告いたします。

報告第17号は、公用車による交通事故2件の和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により市長において専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

報告第18号は、寄附受納の報告であります。温泉関係、教育関係及び消防関係において御寄附をいただいております。詳細は、お手元の報告書のとおりでありますので省略させていただきますが、この場をお借りいたしまして厚くお礼を申し上げます。

以上2件について、御報告を申し上げます。

議長（山本一成君） 以上で、当局の説明は終わりました。

ただいまの報告事項について質疑のある方は、発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） 別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切ります。

以上2件の報告は、議会に対する報告でありますので、御了承をお願いいたします。

次に日程第3により、別府市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

本件は、本市の選挙管理委員会委員及び補充員の任期が、お手元に配付しておりますとおり、選挙管理委員会委員長からの通知の写しのとおり、平成20年12月25日をもって満了いたしますので、地方自治法第182条の規定により、議会において選挙を行うものであります。

選挙する人員は、選挙管理委員会委員4名並びに補充員4名であります。

まず、選挙の方法についてお諮りをいたします。（「動議」と呼ぶ者あり）

5番（松川章三君） 私は、この際、動議を提出いたします。

別府市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選の方法によることとし、議長において指名されるよう望みます。（「賛成」と呼ぶ者あり）

議長（山本一成君） ただいま5番松川章三から、選挙管理委員会委員及び補充員の選挙の方法は、指名推選の方法によることとし、議長において指名されたいとの動議が提出されました。

所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。よって、本動議を直ちに議題といたします。

お諮りいたします。

本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、5番松川章三君提出の動議は、可決されました。

これより、議長において選挙管理委員会委員及び補充員の指名を行います。

選挙管理委員会委員に、

祝 園 隆 至 さん

雨 宮 洋 子 さん

土 岐 修 さん

黒 本 美耶子 さん

以上4名の方々を指名いたします。

次に補充員に、

安 部 暢 明 さん

塩 崎 サツキ さん

山 田 桂 三 さん

工 藤 美智子 さん

以上4名の方々を指名いたします。

なお、補充員の補充の順序は、指名の順序のとおりとすることにいたしたいと思っております。お諮りいたします。

ただいま議長において指名をいたしました方々を、それぞれ別府市選挙管理委員会委員及び補充員の当選人と定め、補充員の補充の順序は指名の順序のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま議長において指名をいたしました方々を、それぞれ別府市選挙管理委員会委員及び補充員の当選人として、補充員の補充の順序は指名の順序のとおりとするこ

とに決定をいたしました。

次に、日程第4により、議員提出議案第18号湯布院厚生年金病院と湯布院厚生年金保養ホームの公的な医療・保健施設としての存続を求める意見書から、議員提出議案第24号消費税の増税に反対する意見書まで、以上7件を一括上程議題といたします。

まず、議員提出議案第18号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(10番・萩野忠好君登壇)

10番(萩野忠好君) 議員提出議案第18号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

湯布院厚生年金病院と湯布院厚生年金保養ホームの
公的な医療・保健施設としての存続を求める意見書

政府は10月1日、全国の厚生年金病院(10か所)と社会保険病院(53か所)を施設の売却や廃止業務を行う「年金・健康保険福祉施設整理機構(RFO)」に移管し、整理機構のもとで地元自治体や住民の意見も聞き、速やかに最終的な処理方針を決めているが、湯布院厚生年金病院は、地域の基幹病院として地域医療を支えるとともに、併設されている保養ホームでは、地元大分県民のみならず全国各地から難病患者や障がい者、維持期リハビリを必要とする人々が滞在し、温泉療養・食事療法等を受入れながら病院の専門スタッフの下で機能回復に励むなど、日本のリハビリ医療にとっても貴重な役割を果たしている。

高齢化社会が急速に進む一方で、地域医療の崩壊や、いわゆる「介護難民」「リハビリ難民」などの問題も深刻化している状況下では、湯布院厚生年金病院と保養ホームのような、ハイレベルの医療機関と滞在型の温泉療養施設が連携して総合的リハビリ医療を提供する機能・施設を充実させていくことこそ、国の重要施策として求められている。

よって、国及び政府におかれましては、湯布院厚生年金病院と湯布院厚生年金保養ホームが連携して提供している高度な医療・福祉サービスが、今後とも継続、充実できるよう適切な措置を講じるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月19日

別府市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣 殿

何とぞ、議員各位の賛同をお願いいたします。(拍手)

議長(山本一成君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(山本一成君) お諮りいたします。

別に質疑もないようですので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(山本一成君) 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。上程中の議員提出議案第18号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第19号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（17番・野口哲男君登壇）

17番（野口哲男君） 議員提出議案第19号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

郵政三事業の利便性の確保を求める意見書

昨年10月、郵政民営化法に基づき、郵便、郵便貯金、簡易保険のいわゆる郵政三事業は、株式会社である日本郵政株式会社の下に4つの会社に分社化されたところである。

民営化スタート後の状況を見ると、一部郵便の遅れや料金の値上げ、簡易局の閉鎖等が惹起しており、国民サービスの面でも「利便性向上」を謳う法の趣旨に照らし、更なる三事業の維持と国民サービスの向上が求められるところである。

郵便事業は全国一律サービスを維持することが郵政民営化に関する法律等に明記されているが、貯金、保険のいわゆる金融サービスについては、長期代理店契約や基金による一定の担保はあるものの代理店契約の継続の保証がないことや基金による赤字の補償にも限度があることから、収益性の低い過疎地、山間地の郵便局のサービスがこのまま存続するのか危ぶむ声が聞かれている。

よって国においては、郵便、貯金、保険のサービスが将来とも郵便局において確実に提供され、国民の利便に支障が生じないように、法的な見直しを含め、万全を期すとともに、地域の実情を踏まえて運営されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月19日

別府市議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣 殿

何とぞ、議員各位の賛同をお願いいたします。（拍手）

議長（山本一成君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） お諮りいたします。

別に質疑もないようですので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第19号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第20号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（7番・長野恭紘君登壇）

7番（長野恭紘君） 議員提出議案第20号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

別府市における高等学校の「後期再編整備計画」を見直し、
地域の声を十分反映したものとすることを求める意見書

4月30日に、大分県教育委員会は、高等学校の「後期再編整備計画」の「中間まとめ」を発表しました。

「中間まとめ」によると、別府青山高校と別府羽室台高校を統合し（校地 青山高校）、普通科と外国語科による単位制高校とする内容になっています。

また、別府市においても、今後の市立別府商業高校のあり方について検討委員会を立ち上げ、検討を重ねた結果、最終的に「県立移管を目指すべきである。」との答申を受け、7月には知事及び県教育長に対し数点の条件・要望を付し、別府商業高校の県立移管を要請いたしました。

それを受け、8月27日に「後期再編整備計画」の最終案が発表されましたが、その中で別府商業高校については、既に示された別府青山高校と別府羽室台高校との2校統合の中に組み込む内容となっており、市の検討委員会から出された条件・要望がどのような形で取り入れられているかが明確ではありません。

仮に、3校を統合した場合、普通科、外国語科、商業系学科を併せ持った単位制高校とするとされていますが、県内はもとより、全国的にも3つの学科が混在する単位制高校はほとんど例がありません。なぜ、今そのような冒険をあえて冒す必要があるのでしょうか。

別府市における今後の卒業生数を見てみると、平成20年度が1,039人で、平成29年度も961人という人数で推移し、当面は別府商業高校の県立移管もあわせ、市内に公立3校の共存は、適正規模校の範囲内で十分に可能な状況です。

また、仮に市内の公立高校が2校となった場合は、家庭の経済状況により、学習の機会自体を奪うことに拍車がかかることも容易に想像がつきます。

このような社会状況の中でこそ、公立高校として本来果たすべき役割を十分認識し、地域の実情に応じ、柔軟に対応すべきです。

「後期再編整備計画」が単に行財政改革の一環として行われるのではなく、郷土の未来を背負う子ども達にとって最良のものとなるよう、別府市における「後期再編整備計画」を見直し、地域の声を十分反映したものとするため、下記の事項を実現されますよう、強く要望いたします。

記

- 1 今後、地域の生の声を聞く話し合いの場を設け、実情に合った計画に見直すこと。
- 2 別府商業高校が現在まで果たしてきた地域への貢献を十分斟酌すること。
- 3 別府商業高校の県立移管について、先に提出した要請文に付け加えた条件・要望の実現方を再度検討すること。
- 4 公立高校本来の役割を認識し、統合により、経済格差が教育の機会均等を奪うことのないよう十分に配慮すること。
- 5 長期的には統合が不可避であっても、全市的にバランスのとれた学校配置となるよう十分に配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月19日

別 府 市 議 会

大分県知事

大分県教育長 殿

何とぞ、議員各位の賛同をお願いいたします。（拍手）

議長（山本一成君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。上程中の議員提出議案第20号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第21号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（4番・荒金卓雄君登壇）

4番（荒金卓雄君） 議員提出議案第21号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

暮らせる年金の実現を求める意見書

高齢者の中で、所得が公的年金だけしかない世帯は約60%にも上ります。

お年寄りの生活を支える大きな柱は年金であり、老後生活における年金の重要性は改めて確認するまでもありません。しかし、年金を受給していても低年金の場合が少なくありません。高齢者世帯の年間所得分布は100万円未満が15.7%であり、6世帯に1世帯が100万円未満です。また、100万円から200万円未満は27.1%です。特に高齢の女性単独世帯の所得の低さは際立っており、3世帯に1世帯は、年間所得が100万円未満であり50万円未満という世帯も35万世帯にも上ります。

所得が十分でないために、生活保護を受ける高齢者もふえており（05年調査で全保護世帯の38.7%）、日本の年金制度が高齢期の貧困を防ぐという意味において、十分に機能していない実態も指摘されています。

今後、高齢者の所得をどう保障していくのか、また明らかに生活保護に比べて低い現行の老齢基礎年金の給付水準をどう見直していくかが、一つの課題となっております。

将来の安全をより確固としたものにするため、2004年の年金改革を踏まえ、「暮らせる年金」の実現を目指して、新たに創設される「日本年金機構」のもと、より安心で信頼できる年金制度へと改革を進めるべく、政府におかれては下記の点について特段の取り組みを行うよう強く要望します。

記

- 1 基礎年金の国庫負担割合を平成21年4月から1/2へ引き上げること。
- 2 基礎年金の加算制度の創設や受給資格期間の10年間までの短縮、追納期間の延長など無年金・低年金対策を拡充すること。
- 3 高齢者の就労を促進し所得向上に資するよう在職老齢年金制度の見直しを行うこと。
- 4 障害基礎年金等の配偶者、子の加算制度を見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月19日

別府市議会

内閣総理大臣

厚生労働大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

議長(山本一成君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(山本一成君) お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(山本一成君) 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。上程中の議員提出議案第21号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(山本一成君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第22号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(1番・穴井宏二君登壇)

1番(穴井宏二君) 議員提出議案第22号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

「食の安全確保」への取り組み強化を求める意見書

近年、食品の安全・表示に関する悪質な偽装や有害物質の混入、事故米問題など「食の安全」を根底からゆるがす事件や事故が多発している。

特に事故米問題では、農林水産大臣と同事務次官が辞任する極めて異例の事態に発展した。業者の生命軽視の行為は厳しく処罰されるべきであるが、それ以上に、国民の生命と生活を預かるはずの農林水産省が、その責任を果たさなかつただけでなく被害を拡大させた責任は重大である。国民の不信、怒りは極めて大きい。

現在、農水省では「農林水産省改革チーム」を設置し、業務、組織の見直しを行うための取り組みを進めているところであるが、今後、同様の事態を二度と起こさないためにも、猛省と改革を強く促したい。

また、食の安全に関する問題だけでなく、近年相次いでいる消費者問題は、どれも深刻な様相を呈している。政府の消費者行政推進会議の報告書(6月13日)によれば、これまでの消費者事件を検証した結果、やはり縦割り行政の欠陥が大きな要因として明らかになっている。こうした縦割り行政の弊害を、消費者中心に改革するため、内閣府の下に消費者庁を早期創設し、ここを起点に省庁横断的な消費者行政を推進するべきである。

については、政府において、下記の対策を講じられるよう強く要望するものである。

記

- 1 偽装表示を一掃するため、JAS法を改正し、直罰規定を設けるなど罰則を強化する規定を設けること。
- 2 農作業の行程管理や農場から食卓に至る衛生管理の普及・促進で食品の安全性を高めるとともに、トレーサビリティシステムの確立で食品の流通を一層明確にすること。
- 3 輸入食品の安全に関する情報提供を迅速かつ適切に行うとともに、監視、検査体制の強化・拡充をはかること。
- 4 政策全般にわたり消費者の観点から監視し、強力な権限を有する消費者庁を設置するための関連諸法を制定すること。

5 不正な取り引きを行う業者に対し、迅速な立ち入り調査に基づく販売禁止や製品の回収命令、罰則強化などをはかるため、消費者安全法を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月19日

別府市議会

内閣総理大臣

農林水産大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

議長（山本一成君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。上程中の議員提出議案第22号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第23号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（2番・加藤信康君登壇）

2番（加藤信康君） 議員提出議案第23号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

農地取得の規制緩和に反対し、優良農地の確保と有効利用を求める意見書

農地は、「国民の共有財産」であり、食料自給率の向上や食料の安定供給、田畑など地域資源、農民の経営基盤として大きな役割を果たしています。

政府はこれまで、農業生産法人の要件緩和、特定法人貸付事業による「リース方式」の全国展開などの規制緩和により株式会社の農業参入を進めてきましたが、最近では都道府県段階での違反転用や産廃の不法投棄など環境破壊が明らかになっています。

農水省は、昨年「農地政策の展開方向について」を決め、来年の通常国会にむけて農地法改正の準備を進めています。耕作放棄地の解消、優良農地の確保については重要な課題ですが、所有から利用への転換による農地の有効利用の促進については大きな問題があります。

これは財界が強く主張していた所有と経営を分離すべきとの声をうけたものですが、企業型農業経営では、利益が出なければ生産は放棄され、耕作放棄や農業以外の使用も懸念され、不法投棄、遺伝子組換え作物の生産による土壌の劣化などの環境破壊が進む危険性があります。

農地政策の見直しにあたっては、国が責任をもって優良農地の確保・維持、国内の食料安定供給体制の強化と自給率の向上を進め、農地の有効利用の促進と環境保全型農業の発展、耕作者である農民の権利保護を図るために、下記事項の実現を強く要望します。

記

1 国は、農地の所有者・利用者の責務、国や地方公共団体の役割・機能を明確に規定

するとともに、耕作放棄地の解消、減反農地の有効利用に向けた総合的かつ具体的な支援策を提示すること。

- 2 農業委員会による農地の監視や利用調整活動などその機能・人員など体制強化を図るとともに、必置規制は堅持すること。
 - 3 中山間地域直接支払制度は恒久化し、予算を拡大するとともに、農地・水・環境保全向上対策は予算の増加を図り、将来は環境支払として制度を創設すること。
 - 4 農地の相続税納税猶予制度については、農地の維持・有効利用、新規就農の促進を図るため、自作地だけでなく農地利用が続いている貸付地も認めるよう見直すこと。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月19日

別府市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
農林水産大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

議長（山本一成君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。上程中の議員提出議案第23号については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（山本一成君） 起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第24号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（11番・猿渡久子君登壇）

11番（猿渡久子君） 議員提出議案第24号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

消費税の増税に反対する意見書

国民の暮らしは、収入が減り、物価は上がり、医療・年金・介護などの負担が増えて苦しくなるばかりです。このもとで「家計を応援してほしい」「せめて食料品には消費税をかけないでほしい」が切実な声です。

ところが、麻生太郎首相は、「1回限りの給付金」など追加経済対策とともに、「3年後に消費税の引き上げ10%に」と明言しました。まさに「バラマキ一瞬 増税一生」です。

「社会保障のため」と増税の口実とする議論もあります。しかし、消費税が導入されて19年、医療・年金などの社会保障は改悪の連続です。この間の消費税の合計は188兆

円ですが、法人3税の減収は159兆円にのぼり、消費税は大企業の減税の“穴埋め”にされました。

そもそも消費税は、大企業は1円も負担せず、大資産家は負担が軽く、所得が低い人ほど重い逆進的な最悪の税金です。増税されれば、「貧困と格差」をいっそう拡大し、消費が落ち込み、地域経済がさらに悪化することは明らかです。社会保障の財源を確保するには、大型開発や軍事費などのむだづかいを改め、大企業や大金持ちへのゆき過ぎた優遇税制をやめ、もうけに応じた負担を求めることです。

食料品の非課税を求めるとともに、消費税の増税に強く反対し、下記事項を強く要望します。

記

- 1 消費税の増税はやめること。
- 2 食料品は非課税にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月19日

別府市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

議長（山本一成君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第24号については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（山本一成君） 起立少数であります。

よって、本件は否決されました。

（「動議」と呼ぶ者あり）

15番（松川峰生君） 私は、この際、市議会に特別委員会を設置することについての動議を提出いたします。

今議会の一般質問等においても言及がなされたように、未曾有の経済危機や社会情勢の激変の中であって、今後の地方自治体経営は大変厳しく、難しいものがあると予測されています。

別府市を見ますと、現在のまちづくりの基本指針である別府市総合構想及び別府市総合計画の目標は、平成22年となっております。また、その総合構想等実施の土台となる行財政の指針である別府市行政改革大綱、定員適正化計画、集中改革プラン等は、今年度または来年度が最終期限となっております。今、別府市の現状を顧みて、将来なすべき道筋について迅速かつ広く意見を集約し、方向性を示すことが急務であります。

そのような中、市議会は、市の意思決定機関として、別府市の将来に対して責任あることを再認識し、その責務を果たしていくことが強く求められていると考えます。

以上を踏まえ、行財政改革・議会改革を含む市の総合計画に関する調査・検討を行うとともに、その意見の反映を図るため、任期を調査の終了するまでとする、15人以内の委員会から成る行財政・議会改革等推進特別委員会の設置の動議を提出いたします。（「賛成」と呼ぶ者あり）

議長（山本一成君） ただいま15番松川峰生君から、行財政改革、議会改革を含む市の総合的計画に関する調査・検討を行うとともに、その意見の反映を図るために、任期を調査の終了するまでとする、15人以内の委員会から成る行財政・議会改革等推進特別委員会を設置するとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

お諮りいたします。

この際、本動議を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、この際、本動議を日程に追加し、議題といたします。

お諮りいたします。

本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、15番松川峰生君提出の動議は、可決されました。

ただいま動議により設置されました行財政・議会改革等推進特別委員会委員につきましては、議長において指名いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、行財政・議会改革等推進特別委員会委員につきましては、議長において指名をいたします。

行財政・議会改革等推進特別委員会委員に、

2番	加藤信康君
5番	松川章三君
7番	長野恭紘君
8番	市原隆生君
11番	猿渡久子君
12番	吉富英三郎君
13番	黒木愛一郎君
14番	平野文活君
16番	池田康雄君
19番	堀本博行君
20番	山本一成
23番	三ヶ尻正友君
25番	河野数則君
27番	内田有彦君
28番	浜野弘君

以上15名の方々を御指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名をいたしました方々を、行財政・議会改革等推進特別委員会委員に選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま議長において指名いたしました方々を、行財政・議会改革等推進特別委員会委員に選任することに決しました。

暫時休憩いたします。

午前11時26分 休憩

午前11時32分 再開

議長（山本一成君） 再開いたします。

行財政・議会改革等推進特別委員会は、休憩中に委員会を開会いたしましたので、その経過と結果について、委員長から報告をお願いいたします。

行財政・議会改革等推進特別委員会委員長。

（行財政・議会改革等推進特別委員長・河野数則君登壇）

行財政・議会改革等推進特別委員長（河野数則君） 先ほど本会議において設置されました行財政改革・議会改革等推進特別委員会の審査と結果について、御報告をいたします。

本会議休憩中に委員会を開催し、冒頭、正副委員長の互選を行いました。その結果、私、河野数則が委員長に、堀本博行君が副委員長に選任されましたので、よろしく願いをいたします。

続いて、付託されました行財政改革・議会改革を含む市の総合的計画に関する調査・検討及び意見反映について、その審査の方法並びに日程等について協議をいたしました。

本件については、その内容が広範多岐にわたっていることや、市の現状や方向性等を踏まえ議論を重ね、実効を上げていくことが肝要である等から勘案するとき、今会期中に審査を終了することが困難であるとの観点から、全員異議なくさらに閉会中も引き続き鋭意調査・検討を行うため、継続審査とすることが決定いたしました次第であります。

以上、特別委員会における審査の結果について報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

議長（山本一成君） 以上で、行財政・議会改革等推進特別委員会委員長の報告は終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの行財政・議会改革等推進特別委員会委員長の報告は、さらに閉会中も引き続き鋭意調査・検討を行うため継続審査としたいとの報告であります。本件については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、行財政・議会改革等推進特別委員会は、さらに閉会中も引き続き鋭意調査・検討を行うため継続審査とすることに決定をいたしました。

次に日程第5により、議員派遣の件を議題といたします。

お手元に配付しておりますよう、議員派遣の申し出があります。

お諮りいたします。

各議員からの申し出のとおり、議員派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、各議員から申し出のとおり、議員派遣することに決定をいたしました。

なお、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に委任して

いただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に委任することに決定をいたしました。

お諮りいたします。

以上で平成20年第4回市議会定例会を閉会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で平成20年第4回市議会定例会を閉会いたします。

午前11時36分 閉会